

「出先機関改革のアクション・プラン（案）」に対する意見

12月16日、「出先機関改革のアクション・プラン（案）」が公表された。

しかしながら、その内容は、総論的で、個々の事務・権限の移譲の時期が不明確であるなど、多くの部分が今後の検討に委ねられているため、出先機関の原則廃止の道筋が明らかにされたとは言えない。

また、出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲するとし、それまでの間は都道府県への移譲を中心とするなど、広域自治体への移譲が基本となっていることは、政府の進める基礎自治体優先の原則に基づく地域主権改革の考え方に対するものである。

政府においては、特に下記の点についてアクション・プランに反映させたうえで、政治主導で集中的かつ迅速に出先機関改革を推進することを強く求める。

- 1 道府県に比肩する高度な行政能力を有し、かつ、住民に最も身近な基礎自治体でもある指定都市を、事務・権限の移譲先として明確に位置付け、住民に身近な事務・権限は指定都市に直接移譲すること。
- 2 直轄河川のうち、一の指定都市内で完結する河川は、国土保全の観点で国が担うべきものを除き、指定都市を移譲先と位置付けること。
また、指定都市の区域内を流下する河川であっても、協議により管理できる制度とすること。
- 3 公共職業安定所（ハローワーク）については、希望する指定都市への事務・権限の移譲を認めること。
- 4 直轄道路、直轄河川、ハローワーク以外の事務・権限については、各府省による「自己仕分け」を参考に移譲を進めるのではなく、出先機関の原則廃止の観点から、地域主権戦略会議において更なる移譲対象の拡大（仕分け）を図ること。
- 5 事務・権限の移譲に伴う財源については、国も地方も合意できる公正なルールを構築したうえで、人件費相当額も含め、所要額全額を税源移譲により措置すること。
- 6 人員の移管等の取扱いについては、「権限と職員はワンセット」との安易なルールで人員の移管を行うのではなく、国も地方も合意できるルールに基づき、移管される人員を指定都市が主体的に選考できるようにすること。

平成22年12月20日
指定都市市長会